

平成29年度 事業計画

I 基本方針

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。

また、本県の景気も緩やかに回復しつつあり、雇用情勢に関しては引き続き改善の傾向にある。

一方、社会福祉を取り巻く環境については、平成28年3月の社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人に対する経営組織のガバナンスや財務規律の強化、更には社会福祉充実残額の再投下等、地域における公益的取組への要請など、これまで以上に公益性の高い法人運営が求められている。また、国及び県の景況及び雇用環境の改善に伴い、福祉・介護分野における人材確保はますます厳しいものとなってきている。

このような中、当事業団においては、平成28年3月に策定した第2期経営計画の2年目として、多種多様な福祉ニーズ等に適切に対応するとともに、改正社会福祉法への的確な対応も図りつつ、自律的かつ自主的な経営を目指して、各般の事業・実施の具体化と計画的な推進を着実に図ることとする。

さらに、各施設においては、鹿児島県社会福祉事業団基本理念（以下「事業団基本理念」という。）及び職員倫理綱領に基づき、質の高いきめ細やかなサービスの提供と自立に向けた支援の充実にも努めるとともに、地域における社会福祉事業の担い手として、厳しい競争の原理に耐えうるより水準の高い事業経営を推進する。

1 質の高い福祉サービスの提供

職員全員が事業団基本理念に沿って同じ視点に立ち、利用者が自立して豊かな生活を送れるように専門的なサービスの提供を目指す。また、第三者評価の受審、自立支援計画の充実を図ることにより、より一層のサービスの向上に努める。

2 地域福祉の推進

社会福祉法人の使命である公益的な取組について、既存の事業を発展させるとともに、新たな取組について検討し、具体化した計画に基づき実践する。また、新規事業について、事業団の持つ専門性を活かし、国、地方公共団体等からの業務受託や指定管理、新たな自主事業への取組を検討することにより地域福祉の推進に貢献する。

3 経営基盤の強化

経営指標を理解し、経営状況の把握を通じ、経営に関する意識を向上させ、経営基盤の強化を図る。また、安定した法人経営のため、経営的視点を持てる職員を育成するとともに、コンプライアンス意識の浸透を図り、より社会的に信頼される法人を目指す。

指定管理の最終年度を迎える「鹿児島市南部親子つどいの広場」については、平成30年度からの新たな指定管理に向けて準備を進める。

4 人材の育成

法人、施設の効果的職員研修体系を整備確立し、さらなるサービスの質の向上を目指す。また、定期的な職員満足度調査により、働きやすくやりがいのある職場づくりに努めることにより、人材確保と人材育成の強化を図る。

5 法人の一体的経営

事業団基本理念の理解と実践を全職員へ浸透させ、施設経営や運営を強固なものにするとともに、改正労働契約法に基づく無期労働契約への転換期限を控え、新たな雇用形態について検討する。

施設整備については、チャイルドクラブあおぞらの全面改築について基本構想に基づき設計を進めるとともに、仁風学園について、全面改築に向けた基本構想の策定を行う。

II 施設別事業計画

1 児童養護施設 仁風学園 定員100人（暫定定員70人）

(1) 質の高い福祉サービスの提供

事業団基本理念をもとに、子ども一人ひとりの最善の利益が図られるように、「家庭養育の機能低下への対応」「子どもと大人との信頼関係の構築」「子どもの発達権の保障」を基本に、子どもの自己決定と選択を尊重しながら、個人の尊厳が守られるよう人権擁護意識や高い職業規範・倫理観を確立し、子どもたちが健やかに育ち社会参加できるように努めるとともに、家庭支援専門相談員を2名配置することにより、児童の家庭復帰や親子関係の再構築支援等を充実させる。

また、幼児期における社会性の育成と対人関係の確立等を図るため、幼稚園への通園を継続するほか、小学生から特別指導員による学習指導を行い、中学生は学習塾利用を積極的に促し、進路決定の意識づけを行う。高校生については、3年生から実施していた自立訓練を1年生から実施することにより自立に向けた支援を充実させるとともに、職業指導員による就労支援を充実させるなど、各年代層に合わせた支援・指導に努める。

処遇面では、児童の個性を尊重した洋服、靴のフリーショッピングを継続し、シャンプーや洗濯用洗剤、学用品等においてもできる限り、児童個々の好みの物が購入できるように配慮する。食育関係では、学年毎に成長に合わせ調理体験を実施する。

さらに、職員相互の情報の共有化や関係機関等との連絡体制を強化し、施設内外の危険箇所の点検や各種訓練等を実施することにより危機管理体制の充実を図るとともに、衛生管理の徹底、感染症予防対策に努め、安全・安心な施設運営を行う。

(2) 地域福祉の推進

施設の持つ機能を地域に開放するとともに、福祉サービス相談事業の普及・啓発に努めることにより、地域社会の一員として、地域における関係機関等との相互協力関係のもとに地域社会における役割を積極的に果たす。

また、地域子育て支援として、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の委託や児童相談所からの一時保護委託を可能な限り受け入れるとともに、里親支援専門相談員を中心に里親支援にも積極的に取り組み、家庭的養護の推進を図る。

(3) 経営基盤の強化

業務の見直しや経費削減の徹底を図りながら経営改善に取り組むとともに、児童のニーズに可能な限り応えることを基本に、関係機関との連携を密にして入所児童の確保に努め、子育て短期支援事業の委託や一時保護委託を積極的に受け入れ、収入増を図る。

施設の老朽化に伴い全面改築を予定している施設整備については、制度に関する国及び県の動向等を見極めながら検討していくこととし、関係機関等からの情報収集を行うとともに、事務局との合同部会で検討した上で、基本構想を作成する。

(4) 人材の育成

事務局主催の研修や職場内における研修並びに県内外における専門的機関が実施する研修に参加することにより、職員個々の人材マネジメントの実現と幅広い専門知識や支援技術の向上を目指す。

また、コンサルテーションや外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け、業務の専門性を高めながら、処遇の難しい子どもや思春期を迎えた子どもに対するケア技術の向上及び小規模化・小舎制移行へ向けた人材の育成に努めるとともに、業務の専門性を高めるため、職員に対し各種資格取得の奨励に努める。

2 児童養護施設 若葉学園 定員88人（暫定定員80人）

（1）質の高い福祉サービスの提供

事業団基本理念をもとに、子ども一人ひとりの最善の利益が図られるように、「家庭養育の機能低下への対応」「子どもと大人との信頼関係の構築」「子どもの発達権の保障」を基本に、子どもの自己決定と選択を尊重しながら、個人の尊厳が守られるよう人権擁護意識や高い職業規範・倫理観を確立し、子どもたちが心身ともに健やかに養育され、継続的で安定した愛着関係が築かれるよう努めるとともに、子どもたちが再び家族と暮らせるよう保護者や親子向けの支援の充実に努める。

ユニット型の住環境と小規模グループケアの特徴を活かした、より家庭的な養育環境に努めるとともに、今年度から心理療法担当職員2名、家庭支援専門相談員2名の複数体制とし、虐待を受けた子どもたちへの心理面からの支援や保護者などへの支援を強化することにより、親子関係の再構築を探り、子どもの家庭復帰支援、自立支援の充実に努める。

また、事業団危機管理指針に基づくリスクマネジメント体制を構築することにより、子どもと施設の安全・安心の確保に努める。

さらに、個々の子どもの個別支援の充実に努めるため、施設退所者等自立支援資金貸付事業の活用等、アフターケア強化と高等課程を修了した児童2名を満20歳に達するまで、保護期間を延長し継続した養育に努める。

（2）地域福祉の推進

地域子育て支援として、ショートステイ利用や児童相談所からの一時保護委託を積極的に受け入れ、利用家族への相談・支援の福祉サービスの提供に努めるとともに、始良市要保護児童対策地域協議会の一員として、地域の要保護児童の支援に各関係機関と連携を図り、地域福祉の増進に努める。

里親支援専門相談員を中心に、地域里親の開拓、里親との連携による家庭的養護の推進を図るとともに、地域の子育て親子を対象とした「子育てアロマ講座」の充実や校区コミュニティ協議会の委員として、校区の地域づくりや行事に積極的に参加し、地域における公益的な取組の推進に努める。

また、職員人材対策確保のため、実習指導者を専任配置し、県内の大学等と連携を図り、次代の福祉サービスを担う実習生の受入れを積極的に行う。

（3）経営基盤の強化

入所児童数が施設経営に大きな影響を及ぼすことから、各関係機関と連携を図りながら、入所児童の確保に努めるとともに、鹿児島県家庭的養護推進計画に基づく施設の小規模化の推進と入所児童数のバランス等を踏まえ、措置費の加算事業等を積極的に取り入れるとともに、効果的かつ効率的な施設経営に努め、経営計画に基づく経営指標の達成に向けて職員一体となって取り組む。

（4）人材の育成

事務局主催の研修や職場内における研修並びに県内外における専門的機関が実施する研修に参加することにより、職員個々の人材マネジメントの実現と幅広い専門知識や支援技術の習得を目指す。

また、コンサルテーションや外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け、業務の専門性を高めながら、処遇の難しい子どもや思春期を迎えた子どもに対するケア技術の向上及び小規模化・小舎制移行へ向けた人材の育成に努めるとともに、小規模グループケアの運営及び実践を通して、支援のあり方や支援技術の確立を図る。

3 養護老人ホーム 慈眼寺寿光園 定員70人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

利用者がその人らしく自立した安全・安心な生活を営むことができるよう、施設内の各事業所間の連携・協力体制を強化しながら専門性の高い支援が行えるように努める。

利用者の意思や人格を尊重しつつ、心身の状況を的確に把握した上で、必要な支援や要介護状態になった場合の適切な介護サービスに対する情報等を関係機関と連携しながら提供する。

(2) 地域福祉の推進

地域の中で当園の認知度を高め、求められる福祉施設となるように、当園の理念や特色を機会あるごとに園内外にPRするとともに、地域住民との交流の拡大に努める。

また、地域の相談拠点としての機能を目指し、関係機関や近隣の事業所、地域住民からの相談に応じ連携・協力を努める。

(3) 経営基盤の強化

高齢者福祉をとりまく情勢を把握し、経営収支の状況を的確に把握しながら適切な運営に努め、利用者の変化（要介護状態、入院や事故等の発生など）に対応しながら、行政や関係機関との連携を図り、利用者の安定的確保に努める。

また、入所者に病状観察をはじめとする医療的ケアを必要とする中重度の要介護高齢者が年々増えつつある中、夜勤専従の有資格の夜勤介護員の欠員補充が見込めなくなるなど非常勤の介護人材の確保が非常に厳しくなっていることから、多くの行き場のない利用者の安全・安心を守るため、常勤の介護職員の手厚い配置が可能となる「一般型特定施設入居者生活介護」への転換について、可能な限り早期に進めることができるよう努める。

(4) 人材の育成

利用者の幅広い多様化したニーズに的確に対応するため、必要な専門知識や技術の習得ができるよう外部研修や内部研修を計画的に実施し、非常勤職員を含め全職員の専門性を向上させることにより質の高いサービスを目指す。

4 老人居宅介護等事業 訪問介護ステーション寿光園

(1) 質の高い福祉サービスの提供

利用者一人ひとりの身体機能及び心身状態に合わせた介護サービスの提供を行う。身体機能の低下及び認知症利用者の生活の安全を守るために定期的に施設内外の危険を点検し、安全を守ることができるよう、リスクマネジメントマニュアルの周知徹底を図る。

(2) 地域福祉の推進

高齢者いきいきポイントのボランティアを積極的に受け入れるとともに、地域住民のボランティアの活躍の場を提供することにより施設情報を発信する。

地域包括支援センターと連携を図り、地域住民を対象とした認知症サポート講座を実施することにより、地域福祉の増進を図る。

(3) 経営基盤の強化

介護保険制度の改正による介護予防・日常生活支援総合事業の内容を的確に把握しながら、利用者へのサービス提供内容の検討や見直しを適切に行い、安定した利用の確保

に努め、効率的かつ効果的な事業経営を行う。

(4) 人材の育成

認知症・精神障害への対応や移動介助等の身体介護を的確に行うため、専門知識の習得、介護技術向上のための研修に参加し、人材育成に努める。

5 老人デイサービス事業 デイセンター寿光園

(1) 質の高い福祉サービスの提供

利用者の自立の意欲を高められるように体験型の行事を充実させるなど、支援プログラムの充実を図ることによりサービスの質の向上に努め、利用者の筋力低下の防止及び精神の安定を図る。

また、利用者一人ひとりの有する能力に応じて自立した日常生活を営めるように体操や機能訓練の提供を行い、残存機能の維持・向上に努める。

(2) 地域福祉の推進

地域住民や学生のボランティアを積極的に受け入れる。

地域連携と事業所運営の透明性を確保するために運営推進会議を年2回開催するほか、谷山南地区多職種連携会議や地域連携を図る会議等に積極的に参加するなど、地域に開かれた事業所として情報発信に努める。

また、地域住民と利用者の交流を図る行事等を開催し、地域交流の拡大を図る。

(3) 経営基盤の強化

利用者の要介護度の推移等を把握し、新規介護認定者に対してはサービス利用に係る案内を適切に行うことにより、通所介護の利用者確保に努める。

利用者の意思・人格を尊重し、本人及び家族のニーズに即したサービスを提供できるよう介護環境を整え、通所介護の利用促進を図る。

(4) 人材の育成

一人ひとりの心身機能を的確に把握し、残存機能の維持・向上を図るため、介護技術や専門知識の向上を図る研修に積極的に参加するなど人材育成に努める。

また、制度改正をはじめ事業運営に関する情報収集に努め、職員の資質向上を図る。

6 婦人保護施設 定員30人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

利用者一人ひとりの人権擁護と個々の意思を尊重しながら、安全・安心な生活環境を保障し、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害等の心的ケアを踏まえて、自立支援に向けた様々な問題解決の支援に取り組むとともに、個別支援計画の充実を図り、施設サービスの向上に努める。

利用者と職員との信頼関係の構築に努め、質の高い福祉サービスを提供するために施設内サービスの見直しを図るとともに、苦情処理体制の利用者への周知と、その迅速な解決を行うことができるように、第三者委員と利用者の意見交換会を実施する。

また、個別支援計画に基づき、相談対応や経済的自立に向けての就労支援、精神疾患や発達障害を併せ持つ利用者への支援の充実にも努め、社会生活適応能力の向上を図る教養講座、健康管理等の支援に取り組む。

(2) 地域福祉の推進

婦人保護に関する相談・問い合わせ等については、関係機関との連携を図りながら適切な対応を行うことにより、地域福祉の増進を図る。

また、利用者が、余暇活動や教養講座で製作した手芸用品等を川内自興園のふれあい春まつり・ふれあい秋まつりに出品し、社会参加を促進する。

(3) 経営基盤の強化

県女性相談センターや警察、福祉事務所等の関係機関との密な連携を図り、支援を必要とする人々を積極的に受け入れるとともに、関係機関に対する広報活動を行い、利用者の確保に努める。

また、県内唯一の婦人保護施設としての機能を十分発揮できるよう、安全・安心な施設環境を整え、経営指標や月次目標値を意識し、全職員で徹底したコスト削減に努める。

(4) 人材育成

婦人保護施設の役割と重要性を認識し、個々の多様な問題に対応できるよう、外部講師によるコンサルテーションを継続して行い、あらゆる問題や課題に対して解決までのプロセスを確立できるように支援者育成と施設内研修の充実を図ると共に、各種研修会への積極的な参加により職員の専門性と諸制度等の理解力を高め、支援技術向上を図る。

特に、増加しつつある精神疾患や発達障害のある利用者に対し、その特性の把握や支援方法について知識や技術の向上を図るための研修を充実させる。

また、定期的にコミュニケーションスキル向上のための勉強会、コーチング等に関する職員研修を継続実施し、利用者支援能力のスキルアップを図る。

7 保育所 同胞保育園 定員150人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、心が豊かに育つよう養護と教育が一体的となった保育の充実と専門性を生かした支援を提供するとともに、発達段階に応じた経験を通し、質の高い保育及び子育て支援を行う。

重度の障害児の増加に対応するため、関係機関との連携を図りながら保育環境を整え、他児との関わりを重視しつつ、安心して保育を受けることができる体制づくりに努める。

保育所の生活を通して見えてくる気になる子に対する個別支援にも配慮し、一人ひとりの個性を大切にしながら保護者・関係機関と情報を共有し、支援の充実を図る。

また、保護者等からの相談・苦情等については、迅速に対応し説明責任を果たす。

(2) 地域福祉の推進

保護者の子育て等に関する相談等に対応するため、関係機関や専門機関との連携を図り、きめ細やかな支援に結びつけることにより、地域福祉の増進を図る。

保育所から小学校へのスムーズな移行のため、日頃から小学校との情報交換を行い、連携を図る。

地域子育て支援センターにおいては、地域の子育てを支援する基盤の形成を図ることを目的とし、地域の子育て家庭に対する相談支援を行うとともに、各種子育てに関する情報提供等を行い、育児不安等の解消を図る。

(3) 経営基盤の強化

入所児童の確保と、特別保育事業（延長保育・一時預かり事業・障害児保育・療育支

援) 及び自園型病後児保育の充実を図りながら経営の安定に努める。

利用者に選ばれる保育所を目指し保育環境を整え、入所児童の確保を図るとともに、月次実績報告を活かして事業コスト意識の醸成や経営の効果的、効率的な執行に努める。

(4) 人材育成

障害児や療育支援を必要とする児童の増加に伴い、保育士にもより高い専門性を求められていることから、専門機関との連携を図り、障害等の特性の把握やその支援方法に関する知識や技術の向上のための研修を充実させる。

また、保育士のキャリアアップ構築のため、専門研修へ積極的に参加し保育分野でのリーダーとして知識を深め、更なる資質向上を図るとともに、個々の保育士の状況に応じた様々な働き方に対応し、充実した職場環境づくりに努める。

8 放課後児童健全育成事業 同胞学童クラブ

(1) 質の高い福祉サービスの提供

子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、各学校や地域と連携を図りながら適切な支援を行い、安全で安心して過ごせる生活の場として、情緒の安定や様々な経験を通して自主性、社会性及び創造性の向上と基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図る。

また、子どもや保護者からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意をもって対応できるよう努める。

(2) 地域福祉の推進

各小学校との情報交換等を通じて学童及び保護者のニーズを把握するとともに、地域の社会資源を積極的に活用することにより、充実した活動を展開し、地域福祉の推進を図る。

(3) 経済基盤の強化

学童クラブの取組を各小学校や地域住民等へ情報提供するなどして学童児童の確保に努めるとともに、伸び伸びと活動できるよう支援内容の充実を図り、選ばれる学童クラブとしての運営を行う。

(4) 人材育成

異年齢児活動への対応や発達障害児の支援方法等、専門的な研修へ積極的に参加し、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。

また、放課後児童支援員としてのレベル確保・向上のため専門性の高い研修に積極的に参加する。

9 保育所 鹿児島みなみ保育園 定員110人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

事業団基本理念、園の保育理念に沿ってすべての子どもの最善の利益を保障し、心身ともに豊かで健やかに育つための保育内容や保育環境の充実を図り、保護者が安心して子どもを託せる保育園、保護者も子どもも楽しめる保育園づくりに努める。

入所児童の中でも0歳児や気になる子どもが年々増加傾向にあることから、専門的な知識や保育技術の習得に努めるとともに、関係機関の連携強化を図る。

また、福祉サービスの自己評価及び保護者へのアンケート調査を実施し、保護者のニーズを的確に把握し、質の高い福祉サービスを提供するとともに、保護者等からの相談・苦情等については迅速に対応し、説明責任を果たす。

今年度は新しい取組として、4～5歳児を対象としたサッカー教室を実施し、運動能力の向上や怪我をしにくい体づくり、集団生活におけるルールやマナーを身につける。

また、絵本の貸し出しを行うことにより、親子がふれあい、絵本に親しむ機会を提供する。

安全面においては、関係機関の協力・指導のもと「交通安全教室」「防犯教室」を開催し、安全への理解を深めるとともに、園児、の健康状態の把握、衛生面においては、園内の清掃・消毒を細やかに行い、感染症対策に努める。

ヒヤリハット・事故報告書について、職員会で分析・共有し、意識の向上に努め再発防止に努めるとともに、KYT（危険予知トレーニング）を行い、職員の危険に対する気づき、予測、回避能力の向上に努める。

(2) 地域福祉の推進

一時預かり事業として、ポリテクセンター鹿児島との委託契約を締結するとともに、子育て支援事業（にこにこランド）の充実を図り、地域で子育て中の母親の子育ての負担感、不安感に寄り添う。

関係機関との連携を図り、専門性を生かした保育を行い、保護者の育児不安を解消すると同時に児童虐待を未然に防ぐ取組を行う。

(3) 経営基盤の強化

通常経費の効率的な執行と職員のコスト意識の醸成を図り、経費節減を図る。

また、鹿児島市と連携し、入所児童の積極的な確保や特別保育事業（延長保育・一時預かり事業・休日保育・障害児保育）、自園型病後児保育、子育て支援事業を継続実施する。

(4) 人材の育成

事業団基本理念、保育園の保育理念、基本方針を実現するために、園外部研修に積極的に参加し充実を図る。園内においても、保育技術習得のための園内研修や保育士同士が保育参観を行い、保育技術の向上を図る。

また、キャリアパスに関する勉強会の実施や施設間人事交流事業を通して人材の育成を図る。

保育士不足のなか、入職した保育士が継続して働く事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、職員一人ひとりが生き生きと輝いて活躍できる職場づくりに努める。

10 地域子育て支援拠点事業 南部親子つどいの広場

(1) 質の高い福祉サービスの提供

鹿児島市の子ども・子育て支援施策の一端を担う事業として、併設されている南部保健センターとの連携のもと、子育て中の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流する場を提供する。

同時に、当法人が取り組んでいる各福祉分野での豊富な知識、実績、人材を活用し、的確な支援により子育てに係る不安感の緩和、充実感を得られるよう支援する。

(2) 地域福祉の推進

地域住民、地域組織との連携を密にし、地域における子育ての環境づくりと子育て支

援機能の充実を図る。

(3) 経営基盤の強化

指定管理者として鹿児島市と締結した「管理等に関する基本協定書」を誠実に履行し、管理運営の適切な執行を行う。

指定管理期間の最終年度となるため、平成30年度からの新たな指定管理を引き続き受けられるよう、事務局と一体となり、その準備を進める。

(4) 人材の育成

地域子育て支援拠点事業所の支援者としての資質を高めるために親子つどいの広場に関する研修に年間を通じて参加し、職員一人ひとりの支援技術の向上を図る。

11 母子生活支援施設 定員20世帯（暫定定員19世帯）

(1) 質の高い福祉サービスの提供

全面改築工事が完了し、ハード面の充実が図られたことから、これまで以上に新しい施設の機能を活用し、利用者支援の充実に努める。

母親と子どものそれぞれの課題を正しく理解し、生活の安定支援、就労支援、心理的対応、退所支援、アフターケアという一連の過程において、一貫性のある切れ目のない支援を展開する。

事故防止と安全対策については、定期的に防災訓練や避難訓練、消防設備の点検などを実施し、安全・安心な環境づくりに努めるとともに、不審者等への対応について、警察・警備会社との連携を強化する。

また、福祉サービス第三者評価を受審し、施設運営全般について外部の評価機関による評価を受けることにより、質の高い福祉サービスの提供に努める。

(2) 地域福祉の推進

学校、福祉事務所等、地域の関係機関等との連携を密に図るとともに、地域子育て支援として子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施する。

また、ふれあい交流会（バーベキュー大会）や身近なテーマでのふれあい講演会&喫茶を実施し、利用者や地域在住の退所者等との交流を深める。

(3) 経営基盤の強化

市町村や福祉事務所等、関係機関との連携を図るとともに広報活動等を行い、利用者確保に努める。

また、月次実績報告を通じて経営意識の醸成を図るとともに、効果的かつ効率的な施設経営に努め、経営計画に基づく経営指標の達成に向けて職員一体となって取り組む。

(4) 人材の育成

DV被害の入所者が8割を超え、複雑化、多様化する利用者のニーズに的確に対応するため、必要な専門知識、スキル等の修得ができるよう、職場内研修の充実を図るとともに、外部研修にも積極的に参加し、資質の向上を図る。

また、外部の心理専門家等を交えたコンサルテーションを実施し、支援の質の向上を図る。

12 障害者支援施設 ゆすの里 日中活動定員80人 施設入所定員70人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

「リハビリテーション」をメインサービスとした県内唯一の障害者支援施設として、個別支援計画に基づき、個々の障害の特性に応じた作業療法、理学療法、言語・心理・認知療法など質の高い福祉サービスの提供に努める。

生活介護における生産活動を導入し、売上利益を工賃として支払い、生活介護利用者の活動意欲の向上を図る。

利用者支援に当たっては、事業団基本理念に基づき、利用者一人ひとりのおもいを大切にし、利用者一人ひとりに心からの笑顔が生まれるよう努める。

「利用者の安全は全てに優先する」ことを全職員に周知徹底するとともに、防災訓練や消防設備の点検・整備、食中毒や感染症予防に必要な点検を定期的に行うなど、安全・安心な生活環境づくりに努める。

(2) 地域福祉の推進

地域における公益的な取組を推進するため、施設の持つ人的資源を生かし、地域住民を対象とする無料開放講座を開催する。

地域に愛され、地域に開かれた施設を目指して開催する夏まつりについては、利用者が準備段階から参加するとともに、生産活動の陶芸品等を販売するなど、利用者とともに開く夏まつりとし、地域住民と一体となって楽しむことができるよう、さらなる充実を図る。

地域の自立支援協議会等と連携し、障害者の虐待・差別防止や就労促進を図るなど福祉課題に取り組むとともに、次代の福祉サービスを担う実習生の受け入れを積極的に行う。

利用者の就労促進を図るための就労継続支援B型事業所の立地については、生産活動の推移や施設入所支援の利用状況等を見極めながら具体化を検討する。

(3) 経営基盤の強化

経営計画に基づく経営指標の目標値について全職員が共有し、積極的に広報活動を行うなど利用者の確保に努めるとともに、徹底した経費削減に努めるなど、職員一体となって目標達成に取り組む。

社会福祉関係法令を遵守した経営に努めるとともに、職員会議を通じて職員一人ひとりに対し、コンプライアンスの重要性について意識啓発を図る。

(4) 人材の育成

職員研修計画による事業団研修、各種団体研修、専門研修、県外研修、職場内研修等により、職員の資質向上を図る。特に、生活訓練事業の充実を図るため、引き続き高次脳機能障害者に対する支援スキルの向上に努める。

また、職員会議において、職場内研修の一環として、研修内容のフィードバックを図る。

職員一人ひとりがキャリアに応じて資格取得に取り組むとともに、仕事を通じて成長と達成を実感できる職場環境づくりに努める。

13 特定相談支援事業 相談支援事業所ゆす

(1) 質の高い福祉サービスの提供

市町村が支給要否決定を行う際に提出を求められるサービス等利用計画の作成に当た

っては、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるとともに、利用者の心身の状況、その置かれる環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。

また、自らその提供する計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。

(2) 地域福祉の推進

市町村や障害福祉サービス事業所等関係機関との連携を図ることにより、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。

(3) 経営基盤の強化

様々な種別の障害者からの相談に対応できるよう、相談支援技術の向上を図り、地域から信頼される相談支援事業所として、計画相談支援件数の確保を図る。

(4) 人材の育成

職員研修計画による事業団研修や職場内研修等により、職員の資質向上を図る。特に、相談支援に関する専門研修に参加することにより、質の高い相談支援技術の習得に努める。

職員が仕事を通じて、成長と達成を実現できる職場環境づくりに努める。

14 障害福祉サービス事業 リハステーションゆす 定員20人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

事業所の対象者は、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害に伴い、日常生活及び社会生活への適応が困難な高次脳機能障害者であることから、利用者の障害特性に応じた作業療法、認知療法等の基礎訓練や日常生活訓練、グループワーク、就労準備訓練を行い、社会参加の促進を図る。

また、個別支援計画の作成に当たっては、高次脳機能障害の特性に応じた質の高い福祉サービスが提供できるように努める。

(2) 地域福祉の推進

県内唯一の高次脳機能障害者を対象としたリハステーションとして、先駆的役割を果たすため、地域の自立支援協議会や相談支援事業所、医療機関、行政機関、家族会等と連携を密にし、高次脳機能障害者支援の必要性、重要性を県内外に発信する。

また、利用者の就労促進を図るため、障害者支援施設ゆすの里と連携し、就労継続支援B型事業所の立地可能性について調査・研究を行う。

(3) 経営基盤の強化

経営基盤の確立に向けて、全職員が一丸となり、徹底した経費節減に取り組むとともに、積極的に広報活動を行い、利用者の確保に努める。

社会福祉関係法令等を遵守した経営に努めるとともに、職員会議等を通じて職員一人ひとりに対し、コンプライアンスの重要性について意識啓発を図る。

(4) 人材の育成

職員研修計画による事業団研修、各種団体研修、専門研修、県外研修、所内勉強会等により、職員の資質向上を図るとともに、高次脳機能障害について、定期的に所内勉強会を行うなど職員一人ひとりの支援スキルの向上を図る。

また、職員一人ひとりがキャリアに応じて資格取得に取り組むとともに、仕事を通じて成長と達成を実感できる職場環境づくりに努める。

15 障害者支援施設 川内自興園 日中活動定員140人 施設入所定員100人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

事業団基本理念と職員倫理綱領を念頭に、サービス管理責任者が作成する個別支援計画に基づき、利用者一人ひとりのおもいを大切にされた個別支援を行う。

また、利用者に豊かな体験の場を提供し、より効率的・効果的で利用者や家族等に満足してもらえる質の高いサービス提供に努める。

サービス担当者会議と個別支援会議の充実を図り、マニュアルの周知とそれに基づいた適切な対応が出来るよう、常に危機意識を持って業務に取り組むとともに、快適な生活環境のもと、身体機能や生活状況に応じた暮らしの提供、各事業の目的に沿った有意義な日常生活支援・訓練の提供を行う。

(2) 地域福祉の推進

地域のニーズに的確に対応するため、地域の自立支援協議会やほくさつ障害者就業・生活支援センター、各市町村や相談支援事業所、医療機関等と連携し、通所事業や短期入所、日中一時支援事業の拡充を図るなど、地域福祉の推進に努める。

フレンドリーハウスあおぞらの建物と隣接するグラウンドを地域に開放するとともに、ショップあおぞら及びアンテナショップについては、地域の自立支援協議会の就労支援部会のネットワークの一環として、障害者と消費者を繋ぐ機関としての役割を担う。

また、毎週水曜日に地域のスーパーで実施している資源ごみの回収作業を実施し、地域貢献活動を推進する。

(3) 経営基盤の強化

各事業の進捗状況について月次実績で確認するとともに、経営指標の目標を全職員で共有し、効率的・効果的な運営と経営意識をもって自立的・自主的経営を念頭に予算執行と適切な財務管理を行う。

薩摩川内市の福祉ニーズについて引き続き把握を行い、利用者の利用率充足と新規事業の可能性を探る。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき、全ての職員が質の高いサービスを提供できるよう資質向上を図る。特に、専門的研修の機会やOJTの強化を図り、個々の職員の支援スキルの向上を図るとともに、サービスのあり方や質の改善について、職員が意識して取り組める風通しのよい、働きがいのある職場環境をつくりに努める。

また、QC活動で3づくり運動（健康づくり、仲間づくり、スキルづくり）や他事業所との人事交流・スキルアップのための資格取得を奨励し、職員の自己実現に対する意識を高める風土を醸成する。

16 障害福祉サービス事業 川内ひまわりホーム 定員30人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

相談支援事業所と連携して利用者一人ひとりのおもいを大切にしながら、一人ひとりの課題と意向に沿った個別支援計画を作成し、地域の社会資源を活用した社会、経済、文化活動に積極的に参画できる機会を設けるなど、豊かで楽しい地域生活を過ごせるよう支援する。

また、個別支援会議、サービス担当者会議を定期的に行い、サービス管理責任者、世話人、支援員が情報を共有し、本人や家族、各事業所、就労先との連絡調整を行い、

連携の図られたサービスの提供を行う。

地域の中で利用者が地域住民に受け入れられ、安全・安心な生活環境と良好な関係が構築できるように努める。

(2) 地域福祉の推進

関係機関や地域住民へ共同生活援助事業所の理解を広げるとともに、地域の中で生活する障害者を支える社会資源として関係機関とのネットワークを構築する。

ほくさつ障害者就業・生活支援センターの相談者で共同生活援助事業の利用を希望する障害者に対し、生活の安定のための住まいの場の提供及び必要な支援を行う。

(3) 経営基盤の強化

利用者が、地域の中で自分らしい生活ができるように質の高いサービスを提供し、魅力ある地域生活を支えることで、利用率の向上及び経営基盤の強化を図る。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき、事業団研修及び各団体研修、専門研修、職場内研修等に積極的に参加する機会を確保し、全ての職員がより質の高いサービスを提供できるよう支援スキルの向上を図る。

日頃の業務の中で職員へのOJTを実施し、利用者への適切な支援が展開されるよう努める。

17 特定相談支援事業・障害児相談支援事業 相談支援事業所あおぞら

(1) 質の高い福祉サービスの提供

福祉サービスの利用を希望する相談者やサービスを利用している障害者（児）に対して、本人や家族等の思いが実現できるよう各市町村及び関係機関、地域社会との円滑な連携、支援ネットワークの構築を図るとともにサービス担当者会議や定期的なモニタリング会議の充実を図る。

(2) 地域福祉の推進

市町村や障害福祉サービス事業所等関係機関との連携を図ることにより、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。

(3) 経営基盤の強化

様々な種別の障害者（児）の相談計画を作成する際の相談に的確に対応するため、相談支援技術の向上を図り、相談件数を増やすことで経営基盤の強化を図る。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき、事業団内研修及び各団体研修、専門研修、職場内研修等に積極的に参加する機会を確保するとともに、特に相談支援に関する専門研修を積極的に受講し、質の高い相談支援技術の習得に努める。

18 障害児通所支援事業 チャイルドクラブあおぞら 定員10人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

事業団基本理念、職員倫理綱領を念頭に、障害児支援利用計画に基づき家族等の思いを受け止め、学校から家庭に帰るまでの間や学校が休みの時に安心して過ごせる居場所としての機能と個々の障害児の持つ特性に十分に配慮した個別支援に努め、自立支援と日常生活の充実のための活動を提供し、質の高いサービス提供に努める。

(2) 地域福祉の推進

各市町村の自立支援協議会子ども部会への参加、学校や相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、地域の障害児のニーズを把握し、地域福祉に貢献できるようなネットワークの構築を推進する。

(3) 経営基盤の強化

障害児や保護者のニーズに応じたサービス提供と、適切な事業所の管理・運営体制を確立し、安定した利用の向上に努めることで経営基盤の強化を図る。

また、全面改築に向けて策定した基本構想に基づき、利用児童一人ひとりに合った生活能力の向上のために必要な訓練ができる施設の整備を目指して、設計を開始する。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき、職場内研修及び県内外の専門研修に積極的に参加することで、児童発達支援管理責任者をはじめ、保育士、指導員の支援技術の向上を図る。

19 かごしま障害者就業・生活支援センター

(1) 質の高い福祉サービスの提供

就職を希望する障害者や離職した障害者、在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、障害者からの相談に応じ、事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係わる助言を行うほか、障害者に対して障害者職業センターや、事業主により行われる職業準備訓練及び現場実習のあっせんを行う。

在職中の障害者に対して、事業主や関係機関と連携し、職場への定着状況を把握するとともに、職場での悩み等を話し合う交流の機会を定期的に提供し、職場定着の促進を図る。

障害者の雇用経験のない事業所において、短期の雇用体験を実施することにより、雇用する際の課題等を解決し雇用の場を拡大する。

また、就業の支援と同時に、生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、余暇活動等の日常生活への支援を必要に応じて他機関と連携を図りながら行う。

(2) 地域福祉の推進

業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催し、情報収集を行い支援の充実を図る。

(3) 経営基盤の強化

労働局及び県と締結した委託契約を誠実に履行し、業務委託費の適正な執行を行う。

(4) 人材の育成

支援対象者の多様化する就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、支援を実施していくうえで必要となる知識及び技術の習得に努め、専門性に特化した指導及び助言ができるように県外専門研修を含めた職員研修を充実させ、支援員の専門性の強化を図る。

20 ほくさつ障害者就業・生活支援センター

(1) 質の高い福祉サービスの提供

就職を希望する障害者や離職した障害者、在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、障害者からの相談に応じ、事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係わる助言を行うほか、障害者に対して障害者職業センターや、事業主により行われる職業準備訓練及び現場実習のあっせんを行う。

在職中の障害者に対して、事業主や関係機関と連携し、職場への定着状況を把握するとともに、職場での悩み等を話し合う交流の機会を定期的に提供し、職場定着の促進を図る。

障害者の雇用経験のない事業所において、短期の雇用体験を実施することにより、雇用する際の課題等を解決し雇用の場を拡大する。

また、就業の支援と同時に、生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、余暇活動等の日常生活への支援を必要に応じて他機関と連携を図りながら行う。

さらに、併設施設である川内自興園との連携を図り、就労移行支援事業に関する情報を共有するとともに、基礎訓練等の必要な利用者への情報提供を行う。

(2) 地域福祉の推進

業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催し、情報収集を行い、支援の充実を図る。

(3) 経営基盤の強化

労働局及び県と締結した委託契約を誠実に履行し、業務委託費の適正な執行を行う。

(4) 人材の育成

支援対象者の多様化する就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、支援を実施していくうえで必要となる知識及び技術の習得に努め、専門性に特化した指導及び助言ができるように県外専門研修を含めた職員研修を充実させ、支援員の専門性の強化を図る。